

# 寒川小学校いじめ防止基本方針

四国中央市立寒川小学校

## はじめに

本校児童は、素直で明るく、楽しく生き生きと学校生活を送っているが、そのような学校生活を日々続けていくためには、教職員として、児童の変化を見逃さない研ぎ澄まされた感覚の保持が必要であり、児童の実態を踏まえたねらいや内容、関連性のある指導計画の工夫が必要となる。

いじめの問題への対応は学校における最重要課題の一つであり、一人の教職員が抱え込むのではなく、学校が一丸となって組織的に対応することが必要である。また、関係機関や地域の力も積極的に取り込むことが必要であり、これまでも、市や学校、地域において、様々な取組を行ってきた。

しかしながら、未だ、いじめを背景として、児童生徒の安心・安全な環境を阻害する事案が発生している。いじめから子どもを救うためには、子どもを取り囲む大人一人一人が、「いじめは卑怯な行為である」、「したらいかんことはいかん」との意識を持ち、それぞれの役割と責任を自覚して、市民総ぐるみで子どもの心を育てていかなければならない。

寒川小学校いじめ防止基本方針は、四国中央市いじめ防止基本方針を受け、児童生徒をいじめの加害者にも被害者にもさせないという目的の下、市・学校・地域住民・家庭その他の関係者が連携していじめの問題の克服に向けて取り組むよう、いじめ防止対策推進法（平成 25 年法律第 71 号。以下「法」という。）第 12 条の規定に基づき、いじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。）のための対策を総合的かつ効果的に推進するために策定するものである。

## 1 いじめ防止等のための対策の基本的な方向

### (1) いじめ防止等の対策に関する学校の基本理念

児童が安心して学習、その他の活動に取り組めるよう、いじめの加害者、被害者を出さないための未然防止に最善を尽くす。

### (2) いじめの禁止

児童等はいじめを行ってはならない。

〈いじめ防止対策推進法 第 4 条（平成 25 年法律第 71 号）〉

### (3) いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。 ○いじめ防止対策推進法 第 2 条（平成 25 年法律第 71 号）

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立つことが必要である。この際、いじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努めることが必要である。例えば、いじめられていても、本人がそれを否定する場合が多々あることを踏まえ、当該児童生徒の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する必要がある。な

お、いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、法第 22 条の「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」を活用して行う。

「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒や、塾やスポーツクラブ等当該児童生徒が関わっている仲間や集団など、当該児童生徒と何らかの人的関係を指す。

また、「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。

加えて、いじめられた児童生徒の立場に立って、いじめに当たると判断した場合にも、その全てが厳しい指導を要する場合であるとは限らない。例えば、好意から行った行為が意図せずに相手側の児童生徒に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合、軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに加害者が謝罪し教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合等においては、学校は、「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応による対処も可能である。ただし、これらの場合であっても、法が定義するいじめに該当するため、事案を法第 22 条の学校いじめ対策組織へ情報共有する。

#### (4) いじめの態様

- 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- 仲間はずし、集団による無視をされる。
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- 金品をたかられる。
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ネット上で、誹謗中傷や嫌なことをされる。等

これらの「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが必要なものや、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮の上で、早期に警察に相談・通報し連携した対応を取ることが必要である。

#### (5) いじめ問題の理解

##### ① いじめをとらえる視点

- ・ 一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為である。
- ・ 当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じている。
- ・ いじめは力の優位－劣位の関係に基づく力の乱用であり、攻撃が一過性でなく反復継続して行われることにより、いじめられる児童生徒は加害者を訴え出る意欲を奪われ、無力感に陥ってしまいかねない。

##### ② いじめの構造

- ・ いじめは意識的かつ集合的に行われることにより、いじめられる児童生徒は他者との関係を断ち切られ、絶望的な心理に追い込まれる。
- ・ いじめは、いじめる側といじめられる側という二者関係だけで成立しているのではなく「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周

辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在によって成り立つ。

③ いじめる心理

- ・ 不安や葛藤、劣等感、欲求不満などいじめる側の心理を読みとる。

【いじめの衝動を発生させる原因】

- ① 心理的ストレス（過度のストレスを集団内の弱い者への攻撃によって解消しようとする）
- ② 集団内の異質な者への嫌悪感情（凝集性が過度に高まった学級集団などにおいて、基準から外れた者に対して嫌悪感や排除意識が向けられる）
- ③ ねたみや嫉妬感情
- ④ 遊び感覚やふざけ意識
- ⑤ いじめの被害者となることへの回避感情
- ⑥ テレビ番組やネット動画等の安易な模倣 等

## 2 いじめの未然防止等のための対策

(1) 学級経営の充実

ア 全教職員が「子どものためにこの学校がある」という理念を共有し、学級において一人一人の児童生徒に寄り添い、安心して生活できる環境を整えるとともに、個々の良さを認め、自己表現を促す学級づくりを推進すること、いじめの未然防止と早期対応を図る。

イ 「当たり前のこと」に心をこめ、児童の内面に響く指導を推進する。

ウ 学校としていじめを決して容認せず、いじめられた児童を全力で守り、いじめの場面に遭遇した際には、勇気を持って行動できるよう支援する

エ 家庭・地域との信頼関係を基盤に、学級担任を中心とした連携のもと、地域ぐるみで21世紀をたくましく生きる児童を育成する。

(2) 人権・同和教育の充実

ア 生活の中にある不合理や矛盾に気付き、自分の事として考え、みんなの力で解消していこうとする児童を育てるようにする。

イ 自分の大切さとともに他の人の大切さを認めながら、戒め合い、支え合う仲間意識を育て、いじめや差別を許さない集団づくりに努める。

ウ 人の意見を聞き、正しく判断したり、自分の考えを述べたりするなど、差別解消に向けて主体的に行動できる力を育てる。

(3) 道徳教育の充実

ア 「自他の生命の尊さ」を認識させる指導を徹底するとともに、全ての教育活動を通して人間尊重の精神と生命に対する畏敬の念等の道徳心を培う指導を充実する。

イ 豊かな情操と道徳心を基盤に、いじめを行わない、いじめを見逃さない、いじめを許さない児童を育てるようにする。

(4) 体験活動の充実

ア 豊かな体験活動を通して心の通う対人交流の素地を養う。

- ・ 縦割り班活動
- ・ 高齢者介護施設「共楽園」との交流
- ・ 幼稚園・保育園との交流学习
- ・ 総合的な学習の時間の学習（共楽園訪問、視覚障がい者、聴覚障がい者等との交流）
- ・ 支援ボランティアとの交流（地域の施設見学、防災町歩き、マップづくり 等）

- ・ 各種団体との交流学习（老人会・地域社会福祉協議会 等）
- (5) 児童の主体的な活動（児童会活動）
- ア 帰りの会で一日の振り返りをし、友達の良さを発表し合ったり、生活の中での困ったことを自ら解決したりしようとする時間を設定する。
  - イ 児童が生活の中の問題点に自ら気づき、全校に投げかけ問題解決しようとする活動や集会を実施する。
    - ・ さくらっ子集会（人権集会）
    - ・ あいさつ運動
- (6) 分かる授業づくり（授業改善・指導方法の工夫改善）
- ア 基礎・基本の定着を図ると共に、子どもの思考に沿った単元構成を考え、きめ細かな学習指導計画を立てる。
  - イ 相手意識を持ち、思いや考えを豊かに伝え合う対話学習を授業の中に意識的に取り入れる。
  - ウ デジタルとアナログのベストミックスを意識し、授業のユニバーサルデザイン化を図る。
- (7) 特別活動の充実（コミュニケーション能力の育成）
- ア 学級活動で、ロールプレイングを行ったり、対人スキルを身に付けるための活動を取り入れたりすることで、いじめが起こった時に具体的な解決に向けて行動できる児童を育成する。
  - イ 代表委員会や集会と関連付け問題解決の手立てを考える機会を持ち、自他の言動について見直し、いじめ防止に資する児童等を育てるよう支援する。
- (8) 相談体制の整備（教育相談の充実・スクールソーシャルワーカー・スクールカウンセラー等の活用）
- ア 毎月、保護者対象の教育相談日を設け、相談の機会を確保する。
  - イ 教育相談によって問題に速やかに対応し、複数の教職員で早期解決にあたる。
  - ウ スクールソーシャルワーカーが児童の相談を聞いたり、学級に入って給食等の交流を行ったりし、児童の声を担任や他の教職員と共有する。
  - エ 教職員間の情報交換を密にし、児童の状況についての情報を共有する。
- (9) インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進
- ・ インターネットや SNS が加速度的に普及している昨今の情報社会において、適正な活動を行うためのもとになる考え方と態度、すなわち情報活用能力を養う情報モラル教育は重要である。
  - ・ 情報モラル教育は、外部講師による一回限りの講話等によって即座に生徒の資質能力の向上につながるわけではなく、常態的かつ継続的に学級担任等を通じて指導がなされることによって効果を生み出すものである。
  - ・ 情報の拡散性や匿名性等、インターネット特有の特性から生じる課題や被害・加害については、外部の専門家を活用した専門的な知識を児童生徒に理解させることが必要であるが、SNS上のトラブルは、日常生活における関係性と地続きの中で生じるものであるため、外部の専門家に任せきりにするのではなく、個々の教職員も継続的に指導を行う必要がある。
  - ・ よって、教職員に対する情報モラル教育の研修を実施する事も必要であり、どの教職員であっても適切に情報モラル教育が行えるような体制を構築するとともに、個々の授業や学年・学校全体での指導につなげていく必要性がある。

- ・ 文部科学省の「情報モラル教育ポータルサイト」において、「学習コンテンツ・啓発資料」「授業実践・活用事例」「教員向け動画コンテンツ」「情報モラル教育関連サイト」等学校全体で情報モラル教育を推進するうえで参考となる情報が掲載されているため、活用する。
- ・ SNSのトラブルは家庭等学校外で生じることも多いことから、保護者への啓発活動や生徒に被害の疑いが生じた際に早期に発見・対応できるような保護者との連携・相談体制を構築することも大切である。そのために、例えば、情報モラル教室を実施する際に、対象を生徒のみに限定するのではなく、保護者が参観できるようにすることで、学校の教職員、保護者及び生徒が同じ場でインターネットや SNSの使い方、インターネット上で被害にあった場合の相談窓口等についての理解を深められるような取組等を取り入れることが考えられる。
- ・ 本市では、現代社会において、インターネット利用は避けて通れないことを前提に、児童・生徒の安全を確保しつつ、パソコンやスマホの善き使い手として必要な能力やスキルを身に付け、問題が起きた時の解決方法を考える力や実践力を養う「デジタル・シティズンシップ教育」を推進しており、教職員や保護者を交えた研修会の実施を計画している。今後、1人1台端末の活用を積極的に推進するとともに、子どもたちが加害者にも被害者にもならず自立して活躍できる取組をさらに進めていく。

【参考】文部科学省の「情報モラル教育ポータルサイト」「学習コンテンツ・啓発資料」「授業実践・活用事例」「教員向け動画コンテンツ」「情報モラル教育関連サイト」

#### (10) 発達障がい等への共通理解

ア 特別支援学級児童や特別な支援を必要とする児童の障がいについて適切な理解と認識を深めるとともに、必要に応じて個別の指導計画を作成し、一人一人の障がいの状態や発達の段階等に応じた指導内容・方法の工夫を計画的に行う。

イ 校内教育支援委員会で情報交換・共有し、特別な支援を必要とする児童への理解を図る。

#### (11) 校内研修の充実（いじめ及び法令等に関する研修の実施）

- ・ いじめの初期対応や重大事態認知後の対応において、法令等に対する理解は重要である。職員会議や教員研修等の実施により、すべての教職員がいじめ及びいじめ重大事態の捉え方やそれらへの対応について、学校のいじめ防止基本方針はもとより、法令等について理解を促す必要がある。
- ・ いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（令和6年8月改訂）が改訂されたことに伴い、いじめ重大事態発生時の関係者の対応や調査について、改めて周知徹底することが必要である。
- ・ 単に知識としていじめの定義や基本方針についての理解を促すだけでなく、いじめ等に関するケースワークを実施するなどして、学校の実情に応じた対応の手順や方針についてケースを通じて教職員間で協議するなどして共通認識を得ておくことで、組織的対応につなげる。

#### (12) 学校相互間の連携協力体制の整備

ア 中学校区内において、児童生徒の安心・安全な学校生活の確保に向けて、いじめの兆候や支援が必要な状況に関する情報を関係校間で共有し、連携して対応する体制を整備する。

### 3 いじめの防止等の対策のための組織の設置

#### (1) 名称 「いじめ防止校内委員会」

#### (2) 構成員

校長、教頭、教務主任、研修主任、生徒指導主事、学年主任、養護教諭、  
スクールソーシャルワーカー

※ 必要に応じて外部専門機関等と連携する。

#### (3) 活動内容

##### ア 早期発見のための研修

- ・ 児童の様子の観察や日記指導で児童理解を図る
- ・ 定期的に情報交換を行い、共通理解を図る。

##### イ アンケート等調査の工夫

- ・ 定期的に「学校生活を明るくするアンケート」を実施し、児童の状況把握に努める。

##### ウ 相談活動の充実

- ・ 教育相談によって児童に速やかに対応し、複数の教職員で早期解決にあたる。

##### エ 保護者との連携、情報の共有（相談窓口の周知徹底 等

- ・ 生徒指導だよりや学年だより等で情報発信を行い、学級懇談会・個人懇談会等での保護者との話し合いを行う。日々の連絡帳を活用し、保護者や児童の心配事等の把握に努め、個別面談を行う。

##### オ 地域及び関係機関との連携

- ・ 寒川地区子どもをまもり育てる協議会や寒川地区補導委員会で児童の様子について情報交換し、児童理解を図る。
- ・ 家庭、地域及び関係諸機関との連絡や協力を一層密にし、行動連携を視野に入れた関係づくりに努める。

#### (4) 年間取組計画の策定

|                               | 職員会等                                                                              | 未然防止の取組                                                                | 早期発見の取組                                                          |
|-------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------|
| 1 学期<br><br><br><br><br>(夏休み) | いじめ防止校内委員会<br>(方針・計画等)<br>いじめ対策チーム編成<br><br>職員研修会 (いじめ防止の対応を確認)<br><br>学校評価をもとに研修 | P T A 総会 (方針説明) 年間計画への位置付け<br>・学級、学年集団づくり<br>・縦割班活動による仲間づくり<br>・あいさつ運動 | ・学校生活を明るくするアンケート<br>・児童の観察 (日記指導)<br>・教職員の情報交換<br><br>・学校評価アンケート |
| 2 学期                          | いじめ防止校内委員会<br>(2、3学期の計画)<br>職員研修会 (事例研究)<br><br>学校関係者評価委員会                        | ・学級・学年集団づくり<br>・縦割班活動による仲間づくり<br>・さくらっ子集会の実施<br>・人権・同和教育参観日での保護者啓発     | ・学校生活を明るくするアンケート<br>・児童の観察 (日記指導)<br>・教職員の情報交換<br><br>・学校評価アンケート |

|      |                                                            |                                   |                                                 |
|------|------------------------------------------------------------|-----------------------------------|-------------------------------------------------|
| 3 学期 | 学校評価をもとに研修<br>いじめ防止校内委員会<br>(本年度の反省、見直し)<br><br>学校関係者評価委員会 | ・学級・学年集団づくり<br><br>・縦割班活動による仲間づくり | ・学校生活を明るくするアンケート<br>・児童生徒の観察(日記指導)<br>・教職員の情報交換 |
|------|------------------------------------------------------------|-----------------------------------|-------------------------------------------------|

(5) アンケートの実施・考察

ア 児童用アンケート①(※資料1参照)

- ・毎月実施し、児童の状況把握に努める。

イ 児童用アンケート②(※資料2参照)

- ・学期ごとに実施し、実態を把握し、教職員研修等で話し合う。

#### 4 いじめが発生した場合の組織の設置

(1) 名称 「いじめ問題調査委員会」

(2) 構成員

校長、教頭、教務主任、研修主任、生徒指導主事、学年主任、学級担任、養護教諭

(3) 活動内容

ア 事実確認・情報共有(学級担任・学年主任・教頭)

被害児童から話を聞く。被害児童が心を開いて話せるよう場の設定をする。

※ 情報共有内容(いつ、どこで、誰が、何を、どのように等)を確実に把握する。

イ 被害児童・保護者に対する説明、支援

いじめを受けた児童生徒又はその保護者に対して必要な情報提供や支援を行う。事実確認を行うに当たっては、保護者間で争いが起こることのないよう、情報を共有する措置を講ずる。

ウ 加害児童への報告・連絡・相談

いじめを行った児童生徒に対する指導又はその保護者に対する助言を行う。

エ 教育委員会への報告・連絡・相談

学校がいじめを把握した場合、速やかに事実確認を行い、教育委員会に迅速に報告する。教育委員会と共に対処方針を検討し、連携して対応する。

オ 安全措置(緊急避難等が必要な場合)

必要があると認めるときは、いじめを行った児童等を、いじめを受けた児童等が使用する教室以外の場所において学習を行わせ、いじめを受けた児童等が安心して教育を受けられるようにするための必要な措置を講ずる。

カ 懲戒

いじめを行った児童等に対して、教育上必要と認めるときは、学校教育法11条に基づき適切に懲戒を加えるものとする。その際には、感情的にならず、教育的配慮の下、児童等が自らの悪質性を理解し、健全な人間関係を育むことができるよう成長を促す目的で行う。

キ 出席停止

被害児童生徒の生命及び心身の安全、教育を受ける権利を保障するため、必要に応じて出席停止の措置を講ずる。早期に教育委員会と連携し、指導

記録を基に校長が意見具申を行い、適正・適切な手続きができるようにする。(学校教育法第35条の規定に基づく)

ク 犯罪行為として取り扱われるべきと認められるとき

教育的な配慮や被害者の意向を配慮した上で、早期に警察に相談、通報の上、四国中央警察署と連携した対応をとる。

ケ 生命、身体又は財産に重大な被害が生じる恐れがあるとき

教育的な配慮や被害者の意向を配慮した上で、早期に警察に相談、通報の上、警察と連携した対応をとる。

## 5 重大事態への対処

重大事態とは、

- ・ いじめにより児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。  
(児童生徒が自殺を企図した場合等)
- ・ いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。  
(不登校の定義を踏まえ年間 30 日を目安とし、一定期間連続して欠席しているような場合などは、迅速に着手する。)
- ※ 児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったときは、重大事態が発生したものとして報告・調査等にあたる。

(1) 調査組織「いじめ問題調査委員会」を開く。

(2) 対応

- ・ 質問紙等の使用等により、事実関係を明確にするための調査を行う。
- ・ 必要に応じて、外部機関と連携する。

(3) 報告

- ・ 市教委へ調査結果を報告する。市教委から市長に報告する。

(4) 調査協力

- ・ 「四国中央市いじめ防止対策委員会」への調査協力を行う。

(5) 調査結果の提供

- ・ いじめを受けた児童等及びその保護者に対し、事実関係等その他必要な情報を提供する。
- ・ 事案に応じて、保護者説明会を開催する。

## 6 学校評価

いじめの事実が隠蔽されず、いじめの実態の把握及びいじめに対する措置が適切に行われるよう、いじめの早期発見、いじめの再発を防止するための取組等について適正な評価を行い、必要に応じて見直す。

## 7 ホームページでの公開について

- ・ いじめを防止する観点を踏まえた活動について、地域・外部へ積極的に情報発信し、開かれた学校づくりに努める。
- ・ 学校のホームページで「学校いじめ防止基本方針」の全文を公開する。

## 8 平時からのいじめ及びいじめ重大事態対応への備え

### (1) いじめの初期対応のフローチャート



- (2) いじめ重大事態調査の基本的な対応チェックリスト
- ・ いじめの重大事案の調査に対する平時からの備え

## いじめの重大事態の調査に関するガイドライン チェックリスト

※本チェックリストは、いじめ重大事態に対する平時からの備えや重大事態調査の実施等に当たり、基本的な項目についてチェックリスト形式にまとめたものであり、実際の対応に当たっては、法、基本方針、ガイドライン等をよく確認した上で対応すること。

### 【チェックリスト①】いじめ重大事態に対する平時からの備え

#### ●学校における平時からの備え（p 6～7 参照） 学校名（四国中央市立寒川小学校）

| チェックポイント                                                                                                                                                                                   | チェック                     |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------|
| 年度初めの職員会議や教員研修等の実施により、全ての教職員は、学校いじめ防止基本方針はもとより、法や基本方針等についても理解し、重大事態とは何か、重大事態に対してどう対処すべきかなどについて認識している。                                                                                      | <input type="checkbox"/> |
| 実際に重大事態が発生した場合には、校長がリーダーシップを発揮し、学校いじめ対策組織を活用しつつ、各教職員が適切に役割分担を行い、連携して対応できる体制を整えている。                                                                                                         | <input type="checkbox"/> |
| 学校いじめ防止基本方針について、入学時・各年度の開始時に児童生徒、保護者、関係機関等に説明している。                                                                                                                                         | <input type="checkbox"/> |
| 学校いじめ対策組織について、次のような対応を適切に行えるよう、平時から実効的な組織体制を整えている。<br>・学校におけるいじめの防止及び早期発見・早期対応に関する措置を実効的・組織的に行うこと<br>・法第23条第2項に基づいていじめの疑いがある場合の調査等を行うこと<br>・重大事態の申立てがあった場合の確認等の役割を担うこと など                  | <input type="checkbox"/> |
| 校長のリーダーシップの下、生徒指導主事等を中心として組織的な支援及び指導体制を構築した上で、学校いじめ防止基本方針に定める年間計画において定例会議の開催等を位置付け、その中で、学校いじめ対策組織が重大事態の発生を防ぐために重要な役割を担っている組織であることを確認するとともに、重大事態が発生した際の適切な対応の在り方について、全ての教職員の理解を深める取組を行っている。 | <input type="checkbox"/> |
| 学校がいじめへの対応で判断に迷う場合等に備えて、迅速に学校の設置者に相談を行うことができるよう連携体制を整えている。                                                                                                                                 | <input type="checkbox"/> |
| 「学校いじめ対策組織」において会議を開催した際の記録や児童生徒への支援及び指導を行った際の記録を作成し、保存しておく体制を整えている。                                                                                                                        | <input type="checkbox"/> |
| 日頃の学校教育活動の中で作成、取得したメモ等をそのままにせず、各学校又はその学校の設置者において定める文書管理規則等に基づいて、適切に管理する体制を整えている。                                                                                                           | <input type="checkbox"/> |
| 様々な情報を効率的に記録し、保存するため、統一のフォーマットの作成等文書管理の仕組みを整えている。                                                                                                                                          | <input type="checkbox"/> |
| 学校が認知したいじめへの対応を行っている中で、重大な被害が疑われる場合や、欠席が多くなり、不登校につながる可能性が高い児童生徒について、当該児童生徒の保護者に重大事態調査について説明を行い、学校と家庭が連携して児童生徒への支援について方向性を共有できる体制を整えている。                                                    | <input type="checkbox"/> |
| いじめが犯罪行為に相当し得ると認められる場合には、学校としても、警察への相談・通報を行うことについて、あらかじめ保護者等に対して周知している。                                                                                                                    | <input type="checkbox"/> |
| そもそも、いじめを重大化させないことが重要であり、学校全体でいじめの防止及び早期発見・早期対応に取り組んでいる。                                                                                                                                   | <input type="checkbox"/> |

- ・ 法に基づくいじめ重大事態調査の基本的な対応チェックリスト

## いじめ防止対策推進法等に基づくいじめ重大事態調査の基本的な対応チェックリスト( 寒川小学校 )

<当該児童生徒に関する情報>

| 児童生徒名:                    | 学年:                                                                                                             | 性別:                                                                                                                               | 年齢:              |
|---------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------|
| <b>1 いじめ重大事態の発生から調査開始</b> |                                                                                                                 | 法、基本方針等の記載箇所                                                                                                                      | チェック欄<br>(年月日記入) |
| 1                         | (2号事業の場合) 欠席の継続により重大事態に至ることを早期の段階で予測できる場合も多いことから、重大事態に至るよりも相当前の段階から教育委員会への報告相談を行い、情報を共有するとともに準備作業に取り組む          | <ul style="list-style-type: none"> <li>基本方針32頁</li> <li>ガイドライン4頁</li> <li>不登校重大事態指針2頁</li> </ul>                                  |                  |
| 2                         | 学校から教育委員会を通じて地方公共団体の長へ報告<br>※2号重大事態は、7日以内に行うことが望ましい<br>※R5.3.10付け事務連絡に基づいて、教育委員会を通じて様式1の文部科学省への提出               | <ul style="list-style-type: none"> <li>法第30条第1項</li> <li>基本方針33頁</li> <li>ガイドライン5頁</li> <li>不登校重大事態指針3頁</li> </ul>                |                  |
| 3                         | 教育委員会事務局から教育委員への報告<br>※教育委員への報告を迅速に行うとともに、対処方針を決定する際は、教育委員会会議を招集する                                              | <ul style="list-style-type: none"> <li>不登校重大事態指針3頁<br/>(1号事業についても同様の対応をとることが望ましい)</li> </ul>                                      |                  |
| 4                         | 教育委員会が調査主体、どのような調査組織とするか判断<br>※公平性中立性が確保された調査組織とすること<br>※学校主体の調査の場合は、教育委員会は調査の実施及び情報の提供等について必要な指導及び支援を行う        | <ul style="list-style-type: none"> <li>法第28条第3項</li> <li>基本方針33頁</li> <li>ガイドライン6頁</li> <li>不登校重大事態指針4頁</li> </ul>                |                  |
| 5                         | 被害児童生徒及び保護者に対する調査方針の説明等<br>※重大事態調査の目的、調査主体(組織の構成、人選)、調査時期・期間、調査事項、調査方法、調査結果の提供等について調査を開始する前に被害児童生徒・保護者に丁寧に説明を行う | <ul style="list-style-type: none"> <li>ガイドライン7～10頁</li> <li>不登校重大事態指針9頁</li> </ul>                                                |                  |
| 6                         | 加害児童生徒・保護者への調査方針の説明等                                                                                            | <ul style="list-style-type: none"> <li>ガイドライン9頁</li> <li>不登校重大事態指針9頁</li> </ul>                                                   |                  |
| 7                         | 学校から教育委員会を通じて文部科学省への重大事態調査開始報告<br>※R5.3.10付け事務連絡に基づく様式2の提出                                                      | —                                                                                                                                 |                  |
| <b>2 重大事態調査の実施</b>        |                                                                                                                 | 法、基本方針等の記載箇所                                                                                                                      | チェック欄<br>(年月日記入) |
| 1                         | 当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査の実施<br>※学校主体の調査の場合は、教育委員会は必要な指導及び支援を行う                                                  | <ul style="list-style-type: none"> <li>法第28条第1項、第3項</li> <li>基本方針35～38頁</li> <li>ガイドライン6、10～12頁</li> <li>不登校重大事態指針5～7頁</li> </ul> |                  |

## いじめ防止対策推進法等に基づくいじめ重大事態調査の基本的な対応チェックリスト( 寒川小学校 )

|                         |                                                                                                                                                    |                                                                                                                               |                  |
|-------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------|
| <b>3 重大事態調査結果の説明・報告</b> |                                                                                                                                                    | 法、基本方針等の記載箇所                                                                                                                  | チェック欄<br>(年月日記入) |
| 1                       | 被害児童生徒及び保護者に対する調査結果の説明を実施<br>※個人情報保護法等に留意しつつ説明を行う必要があるが、いたずらに個人情報保護を盾に情報提供や説明を怠ることはあってはならない<br>※学校主体の調査の場合は、教育委員会は情報の提供の内容・方法・時期などについて必要な指導及び支援を行う | <ul style="list-style-type: none"> <li>法第28条第2項、第3項</li> <li>基本方針38～39頁</li> <li>ガイドライン12～13頁</li> <li>不登校重大事態指針9頁</li> </ul> |                  |
| 2                       | 地方公共団体の長への報告にあたり、被害児童生徒・保護者は調査結果に係る所見をまとめた文書を添えることができる旨予め説明すること                                                                                    | <ul style="list-style-type: none"> <li>基本方針39頁</li> <li>ガイドライン12頁</li> <li>不登校重大事態指針9頁</li> </ul>                             |                  |
| 3                       | 被害児童生徒等に説明した方針に沿って加害児童生徒・保護者に対する情報提供、説明                                                                                                            | <ul style="list-style-type: none"> <li>ガイドライン13頁</li> <li>不登校重大事態指針9頁</li> </ul>                                              |                  |
| 4                       | 地方公共団体の長へ調査結果の報告・説明及び教育委員会会議において議題として取り扱うこと<br>※総合教育会議において議題として取り扱うことも検討すること                                                                       | <ul style="list-style-type: none"> <li>基本方針39頁</li> <li>ガイドライン12頁</li> <li>不登校重大事態指針10頁</li> </ul>                            |                  |
| 5                       | 地方公共団体の長は、調査結果の報告を踏まえ、再調査の実施の要否を判断<br>※適宜、本チェックリストの①～④に沿って対応<br>※地方公共団体の長は、再調査を実施した場合は、その結果を議会に報告すること                                              | <ul style="list-style-type: none"> <li>法第30条第2項～第5項</li> <li>基本方針39～41頁</li> <li>ガイドライン15頁</li> <li>不登校重大事態指針10頁</li> </ul>   |                  |
| 6                       | 教育委員会を通じて文部科学省に重大事態調査結果報告書の提出<br>※R5.3.10付け事務連絡に基づく重大事態調査報告書の提出                                                                                    | —                                                                                                                             |                  |
| <b>4 重大事態調査結果の公表検討</b>  |                                                                                                                                                    | 法、基本方針等の記載箇所                                                                                                                  | チェック欄<br>(年月日記入) |
| 1                       | 調査結果の公表の要否を判断<br>※特段の支障がなければ公表することが望ましい                                                                                                            | <ul style="list-style-type: none"> <li>ガイドライン13～14頁</li> </ul>                                                                |                  |
| 2                       | 調査結果を公表する場合、公表の仕方及び公表内容を被害児童生徒・保護者と確認                                                                                                              | <ul style="list-style-type: none"> <li>ガイドライン13～14頁</li> </ul>                                                                |                  |
| 3                       | 報道機関等の外部に公表する場合、他の児童生徒又は保護者等に対して、可能な限り、事前に調査結果を報告                                                                                                  | <ul style="list-style-type: none"> <li>ガイドライン13～14頁</li> </ul>                                                                |                  |

※本チェックリストは、重大事態調査の実施に当たり、基本的な手順についてチェックリスト形式にまとめたものであり、実際の対応に当たっては、法、基本方針、ガイドライン等にある具体的な対応の手順、留意事項をよく確認し、被害児童生徒等に寄り添って対応すること。

## 9 正確な事実関係の把握及び記録・情報共有体制の構築

- ・ いじめ及び生徒指導事象に関する事実関係の把握及び記録用フォーマット(市内共通)

### 記録用紙①-1

#### 生徒指導対応記録

< 聴き取り用紙 >

提出日 年 月 日 【作成者: \_\_\_\_\_】

| 校長 | 教頭 | 主幹教諭 | 教務主任 | 生徒指導主事 | 学年主任 | 担任 |
|----|----|------|------|--------|------|----|
|    |    |      |      |        |      |    |

| 対象児童生徒 | 年 組 番 氏名                 |
|--------|--------------------------|
| 相談者    |                          |
| 対応者    |                          |
| 対応方法   | 面談 ・ 家庭訪問 ・ 電話 ・ その他 ( ) |
| 日時     | 年 月 日 ( ) AM / PM : ~ :  |
| 場所     |                          |

#### 【チェックリスト】

- より具体的な事実(5W1H)を聴く(十分な時間確保とオープン質問)
  - ☐いつ ☐どこで ☐誰が ☐誰に ☐どのように ☐何をした(何をされた)
  - ☐どのくらい(期間、程度) ☐なぜしたか(なぜされたと思うか)
  - ☐他に状況を確認できる生徒の有無
- 被害行為について、どう感じたか(思っているか)を聴き取る
  - ☐相談者がどう感じたか(思っているか)
- 被害行為について、きっかけや関係する出来事を聴き取る
  - ☐被害行為のきっかけや関係する出来事 ☐その他(友人関係等)
- 「必ず(徹底して)守り抜く」こと等を伝え、安心できる環境をつくる
  - ☐「必ず(徹底して)守り抜く」ことの伝達
- 加害が疑われる児童生徒(B)から聴き取り等、対応を行うことの確認をする
  - ☐加害が疑われる児童生徒からの聴き取りや対応の確認
- A保護者に連絡することの了承を得る
  - ☐保護者への連絡の了承
- AがBへの対応やA保護者に連絡することを拒む場合、その理由を聴き取る
  - ☐保護者への連絡を拒む理由 ☐加害児童生徒への対応を拒む理由 ☐学校の対応への要望

\*確認した内容にチェックを入れる。

## 記録用紙②

### 第1回

### 学校いじめ

### 対策組織会議録

<第1次判断直後用>

提出日 年 月 日 【作成者： 】

| 校長 | 教頭 | 主幹教諭 | 教務主任 | 生徒指導主事 | 学年主任 | 担任 | SC等 |
|----|----|------|------|--------|------|----|-----|
|    |    |      |      |        |      |    |     |

|      |                         |
|------|-------------------------|
| 開催日時 | 年 月 日 ( ) AM / PM : ~ : |
| 場 所  |                         |
| 出席者  |                         |

### 【検討内容：今後の対応方針】

|                   |                                         |
|-------------------|-----------------------------------------|
| 被害児童生徒に対して        | <支援方針・支援策（前籍校からの情報を含む） : 何を、誰が、いつまでに 等> |
| 加害児童生徒・関係児童生徒に対して | <指導方針・対応策（前籍校からの情報を含む） : 何を、誰が、いつまでに 等> |

### 【校長指導事項】

|  |
|--|
|  |
|--|

# 記録用紙③

## 対応メモ

< 支援・指導・助言用 >

提出日 年 月 日 【作成者： 】

| 校長 | 教頭 | 主幹教諭 | 教務主任 | 生徒指導主事 | 学年主任 | 担任 |
|----|----|------|------|--------|------|----|
|    |    |      |      |        |      |    |

| 月 日 ( )<br>時間 等  | 支援・指導・助言の内容<br>※ 双方からの聴き取りで確認できた内容は○、確認できなかった内容は●で表示する。 |
|------------------|---------------------------------------------------------|
| 月 日 ( )<br>: ~ : | 被害児童生徒への支援 (聴き取り内容含む)                                   |
| 月 日 ( )<br>: ~ : | 被害児童生徒の保護者の反応 (連絡内容)                                    |
| 月 日 ( )<br>: ~ : | 加害児童生徒への指導 (聴き取り内容含む)                                   |
| 月 日 ( )<br>: ~ : | 加害児童生徒の保護者の反応 (連絡内容)                                    |
| 月 日 ( )<br>: ~ : | 関係児童生徒への対応 (聴き取り内容含む)                                   |

## 記録用紙④

### 第2回

### 学校いじめ

### 対策組織会議録

| 提出日 年 月 日 【作成者： 】 |    |      |      |        |      |    |     |
|-------------------|----|------|------|--------|------|----|-----|
| 校長                | 教頭 | 主幹教諭 | 教務主任 | 生徒指導主事 | 学年主任 | 担任 | SC等 |
|                   |    |      |      |        |      |    |     |

|      |                         |
|------|-------------------------|
| 開催日時 | 年 月 日 ( ) AM / PM : ~ : |
| 場 所  |                         |
| 出席者  |                         |

#### 【現在の児童生徒の状況】 (第1次判断以降)

| 月 日 ( ) | 被害児童生徒 | 加害児童生徒 |
|---------|--------|--------|
|         |        |        |

#### 【いじめの判断】 ※認知年月日は、いじめの疑いありと判断した日(「記録用紙①-2」による)

|          |                                                                                                                                     |
|----------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| いじめ行為の確認 | いじめ行為の存在について発言した児童生徒<br><input type="checkbox"/> 被害児童生徒 <input type="checkbox"/> 加害児童生徒 ( 人 ) <input type="checkbox"/> 周辺児童生徒 ( 人 ) |
|          | 判断結果 ( いじめ行為あり ・ いじめの疑いのまま ・ いじめ類似行為 )                                                                                              |
| 判断の理由    |                                                                                                                                     |
| 重大事態の疑い  | あり ( 1号 2号 申立て ) / なし                                                                                                               |

#### 【今後の支援・指導体制と方針等】

| 被害児童生徒(保護者)に対して                              | 加害児童生徒(保護者)に対して |
|----------------------------------------------|-----------------|
|                                              |                 |
| 関係機関との連携 ( 警察 児童相談所 医療機関 法務局の機関 前籍校 他校 )、その他 |                 |
|                                              |                 |

#### 【校長指導事項】

|  |
|--|
|  |
|--|

## 記録用紙⑤

第 回

学校いじめ

対策組織会議録

提出日 年 月 日 【作成者： 】

| 校 長 | 教 頭 | 主幹教諭 | 教務主任 | 生徒指導主事 | 学年主任 | 担任 | SC 等 |
|-----|-----|------|------|--------|------|----|------|
|     |     |      |      |        |      |    |      |

|      |                         |
|------|-------------------------|
| 開催日時 | 年 月 日 ( ) AM / PM : ~ : |
| 場 所  |                         |
| 出席者  |                         |

### 【現在の児童生徒の状況と、支援・指導経緯】

| 被害児童生徒（保護者） | 加害児童生徒（保護者） |
|-------------|-------------|
|             |             |

### 【今後の支援・指導体制と方針等】

| 被害児童生徒（保護者）に対して | 加害児童生徒（保護者）に対して |
|-----------------|-----------------|
|                 |                 |

関係機関との連携（ 警察 児童相談所 医療機関 法務局の機関 前籍校 他校 ）、その他

### 【校長指導事項】

|  |
|--|
|  |
|--|

# 記録用紙⑥

## 第 回

### 学校いじめ 対策組織会議録

<いじめの解消判断用>

提出日 年 月 日 【作成者： 】

| 校 長 | 教 頭 | 主幹教諭 | 教務主任 | 生徒指導主事 | 学年主任 | 担任 | SC 等 |
|-----|-----|------|------|--------|------|----|------|
|     |     |      |      |        |      |    |      |

|       |                         |
|-------|-------------------------|
| 開催日時  | 年 月 日 ( ) AM / PM : ~ : |
| 場 所   |                         |
| 出 席 者 |                         |

#### 【現在の児童生徒の状況】（聴き取り内容→いじめの解消判断の理由）

| 月 日                    | 被害児童生徒 | 被害児童生徒の保護者 |
|------------------------|--------|------------|
| いじめ行為<br>の継続状況         |        |            |
| 被害児童生<br>徒の苦痛の<br>継続状況 |        |            |

#### 【いじめの解消判断】（解消年月日） 年 月 日 校長 印

|        |                    |
|--------|--------------------|
| いじめの解消 | 解消とする / 未解消のため対応継続 |
|--------|--------------------|

#### 【今後の支援・指導体制と方針等】

| 被害児童生徒（保護者）に対して                             | 加害児童生徒（保護者）に対して |
|---------------------------------------------|-----------------|
|                                             |                 |
| 関係機関との連携（ 警察 児童相談所 医療機関 法務局の機関 前籍校 他校 ）、その他 |                 |

#### 【校長指導事項】

|  |
|--|
|  |
|--|



がっこうせいかつ あか

## 学校生活を明るくするアンケート

このアンケートは、みなさんの学<sup>がっこう</sup>校<sup>せい</sup>生<sup>かつ</sup>活<sup>あか</sup>を明<sup>たの</sup>る<sup>たの</sup>く楽<sup>たの</sup>しいものにするため  
に<sup>おこな</sup>行<sup>おこな</sup>います。しょうじきに<sup>こた</sup>答<sup>こた</sup>えてください。

1 今月一番うれしかったこと、楽しかったことはなんですか。

2 あなたは、今<sup>いま</sup>、悲<sup>かな</sup>しい思<sup>おも</sup>いをして悩<sup>なや</sup>んでいることがありますか。  
あれば、書<sup>か</sup>いてください。



担<sup>たん</sup>任<sup>にん</sup>の先<sup>せん</sup>生<sup>せい</sup>以外<sup>いがい</sup>で、悩<sup>なや</sup>みを相<sup>そう</sup>談<sup>たん</sup>したい先<sup>せん</sup>生<sup>せい</sup>がいたら名<sup>な</sup>前<sup>まえ</sup>を書<sup>か</sup>いてく  
ださい。

( )

3 あなたは、まわりの友<sup>とも</sup>達<sup>たち</sup>がいじめられていたり、悲<sup>かな</sup>しい思<sup>おも</sup>いを  
しているのを知<sup>し</sup>っていますか。気<sup>き</sup>がついたことを何<sup>なん</sup>でも書<sup>か</sup>いてください。

## (資料2) 児童用アンケート (学期末用)

がっこうせいかつを あかるくするアンケート

低学年

ねん くみ ばん なまえ ( )

|                                                                                                                            |        |        |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------|--------|
| ① がっこうがいやだとおもったことがある。                                                                                                      | ある ( ) | ない ( ) |
| ☆「ある」の人は、どんなことがいやだったかをかきましょう。                                                                                              |        |        |
| ② なかまにいれてもらえなかったり、しらないふりをされたりした。                                                                                           | ある ( ) | ない ( ) |
| ③ わるぐちをいわれたり、からかわれたりした。                                                                                                    | ある ( ) | ない ( ) |
| ④ もちものをかくされたり、こわされたりした。                                                                                                    | ある ( ) | ない ( ) |
| ⑤ たたかれたり、けられたりした。                                                                                                          | ある ( ) | ない ( ) |
| ⑥ いやなことを、むりやりさせられた。                                                                                                        | ある ( ) | ない ( ) |
| ⑦ ものやおかねをもってこいといわれた。                                                                                                       | ある ( ) | ない ( ) |
| ⑧ 4がつから いままでに、いじめられたことがある。<br>(②～⑦のようなことをくりかえし、ずっとされた)                                                                     | ある ( ) | ない ( ) |
| ☆ いじめられたことが「ある」の人は、○をつけましょう。                                                                                               |        |        |
| ● だれにされましたか。<br>ア おなじがくねんの人    イ ほかのがくねんの人    ウ ほかのがっこうの人<br>エ そのほかの人 ( )                                                  |        |        |
| ● どうして いじめられたか、わかりますか。<br>ア わかる    イ わかるときと、わからないときがある    ウ わからない                                                          |        |        |
| ● そのとき、どうしましたか。<br>ア がまんした    イ いいかえした    ウ ともだちにそうだんした<br>エ せんせいにそうだんした    オ いえの人にそうだんした    カ がっこうをやすんだ<br>キ そのほか ( )     |        |        |
| ⑨ 4がつから いままでに、人をいじめたことがありますか。<br>(⑩から⑮のようなことを、おなじ人にくりかえした)                                                                 | ある ( ) | ない ( ) |
| ⑩ なかまにいれなかったり、しらないふりをしたりした。                                                                                                | ある ( ) | ない ( ) |
| ⑪ わるぐちをいったり、からかったりした。                                                                                                      | ある ( ) | ない ( ) |
| ⑫ 人のものをかくしたり、こわしたりした。                                                                                                      | ある ( ) | ない ( ) |
| ⑬ ただいたり、けったりした。                                                                                                            | ある ( ) | ない ( ) |
| ⑭ いやなことを、むりやりさせた。                                                                                                          | ある ( ) | ない ( ) |
| ⑮ ものやおかねをもってこいといった。                                                                                                        | ある ( ) | ない ( ) |
| ⑯ いじめられているともだちをみたことがありますか。                                                                                                 | ある ( ) | ない ( ) |
| ⑰ いじめられているともだちをみたらどうしますか。<br>ア いっしょにいじめる    イ ほうっておく    ウ よくないのでとめる    エ せんせいにそうだんする<br>オ いえの人にそうだんする    カ そのほか ( )        |        |        |
| ⑱ 4がつから いままでに、先生からたたかれたり、ほうげんをいわれたりしたことはありますか。<br>ある                      ない<br>いつ ( )                      )    どんなこと ( ) |        |        |